

## ご寄附のお願い

平成 24 年 1 月

公益財団法人 学校給食研究改善協会

理事長 雨宮 忠

わが国の学校給食は、昭和 29 年（1954 年）に「学校給食法」が制定されてその実施体制が法的に整備されて以来、教育の一環として児童生徒の健康の保持増進・食生活や栄養摂取の改善などに大きく貢献してまいりました。

しかるに近年、子どもたちの食生活の乱れは年々深刻になり、朝食を摂らない・偏食・過食など生活習慣病予備軍の児童生徒が増え、このまま放置すれば、まさに将来、病人でいっぱい社会が到来する懸念さえあります。

そのような深刻な事態にならないためには、生きる基本である食生活の知識と実践について子どものうちからしっかりと、指導していく必要があります。

そしてこれは、他の教科では得られない、こころとからだの栄養素となり、皆が楽しく参加できる授業である学校給食に負うところ大であります。

さらに、常識では考えられない悲惨な子どもの犯罪や親の虐待などを食い止めるためにも、学校給食を通じて、温かくきめ細かい教育指導が不可欠です。

当協会は、昭和 35 年（1960 年）に、学校給食の公益的役割を全国に広めその普及充実を具体化するために設立され、今日まで、学校給食の研究改善・給食物資に関する研究・給食業務に関する助成ならびに食育の普及・推進などの事業を広く全国的に実施してまいりましたが、公益事業を行なう法人として、より多くの方々のご理解とご支援をいただくことが大変重要と考えました。

将来を担う子どもたちの、こころとからだの健康を護るために、学校給食のさらなる充実発展にぜひご賛同いただきたく次の通り皆様方から温かいご支援を伏してお願い申し上げる次第でございます。

尚、当協会は平成 23 年 3 月 25 日内閣府より公益法人として認定を受け、4 月 1 日より名実ともに公益財団法人学校給食研究改善協会として心も新たに公益活動を展開しております。また、当協会の運営は企業と個人からの寄附で賄われております事付記いたします。

## ご寄附に関する概要

### ( 1 ) ご寄附にご賛同いただけます場合は

法人・団体                    1口   10,000円(1年間)

個人                            1口    3,000円(1年間)

各1口以上何口でも結構です。

郵便局に備付けの振込用紙(払込料金加入者負担の振込用紙)に  
下記事項をご記入の上お振込み下さい。(振込手数料はかかりません)

口座番号    00170-1-555998

口座名義    公益財団法人 学校給食研究改善協会

振込用紙の半券(振替払込請求書兼受領証)をもって領収書に代えさせて  
いただきます。

\* 確定申告の際には当協会の発行する寄附金領収書等の書類添付が必要となります  
ので、ご連絡ください。

### ( 2 ) ホームページに、ご寄附をいただいた方のお名前を掲載いたして御礼に 代えさせていただきます。(掲載してご迷惑の場合はご連絡ください)

### ( 3 ) この件についてのお問い合わせは

電話    03 - 3357 - 6755

常務理事    芝原 和彦 (しばはら かずひこ)

管 理 係    比留間 明美(ひるま あけみ)

ホームページからメールでもお問い合わせいただけます。

<http://www.gakkyu.or.jp/>